

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲の慎重なる審議を求める意見書

政府は憲法改正の手続きを踏まず憲法解釈を変更することで、集団的自衛権の行使を可能にすべく閣議決定した。

これまで歴代の内閣は、集団的自衛権の行使については、長年にわたり国会での議論が積み重ねられる中、憲法9条の許容範囲を超えるもので、憲法上認められないものであるとの解釈を示し、その行使はできないという立場を堅持してきた。

それゆえ、一内閣の政治的な判断により、集団的自衛権の行使を可能にする憲法解釈の根本的な変更を行うことは容易ではなく、このような国の安全保障政策の大転換に関わる重大な問題について国民的な議論もされないままに、なし崩し的に閣議決定を行う安倍内閣の姿勢は、あまりに拙速であり、到底容認できるものではない。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原理である。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。憲法の改正は、国民主権の下、厳格な要件の下での国会発議に基づき国民投票にかけられて初めて可能（憲法第96条）である。

本県は先の大戦において、唯一の地上戦を体験し、20数万人もの尊い生命を失うという激しい戦禍を被った悲惨な歴史があるだけに、県民の平和を希求する思いは強い。また、国内の7割にも上る米軍基地が存在し、基地と隣り合わせの生活を送っている現実からも、多くの県民が、将来、集団的自衛権が行使されることで、他国の戦争に巻き込まれる恐れはないのかと不安と危惧を抱えている。とりわけ町域の83パーセントを米軍基地で占める嘉手納町にとっては、極めて深刻な事態を招き、町民の戦争への不安、危惧が現実のものとなりかねない。

よって、本町議会は、平和への強い思いとともに、町民、県民の安心、安全な生活を守る立場から、集団的自衛権行使容認の改憲解釈を強引に押し進める安倍内閣に対し強く抗議し、慎重なる審議を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月16日

沖縄県嘉手納町議会

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長